

平成29年度 第2回 熊本県精神保健福祉審議会

日時：平成29年11月28日（火）午後2時から

場所：熊本県精神保健福祉センター2階 会議室

次 第

1 開会あいさつ

2 議 題

第7次熊本県保健医療計画の策定について

【報告事項】

(1) 人権に配慮した保健医療について（精神疾患分野） 資料1

(2) 災害医療について（精神疾患分野） 資料2

(3) 精神疾患について 資料3

【協議事項】

医療機能の明確化について 資料4

3 閉 会

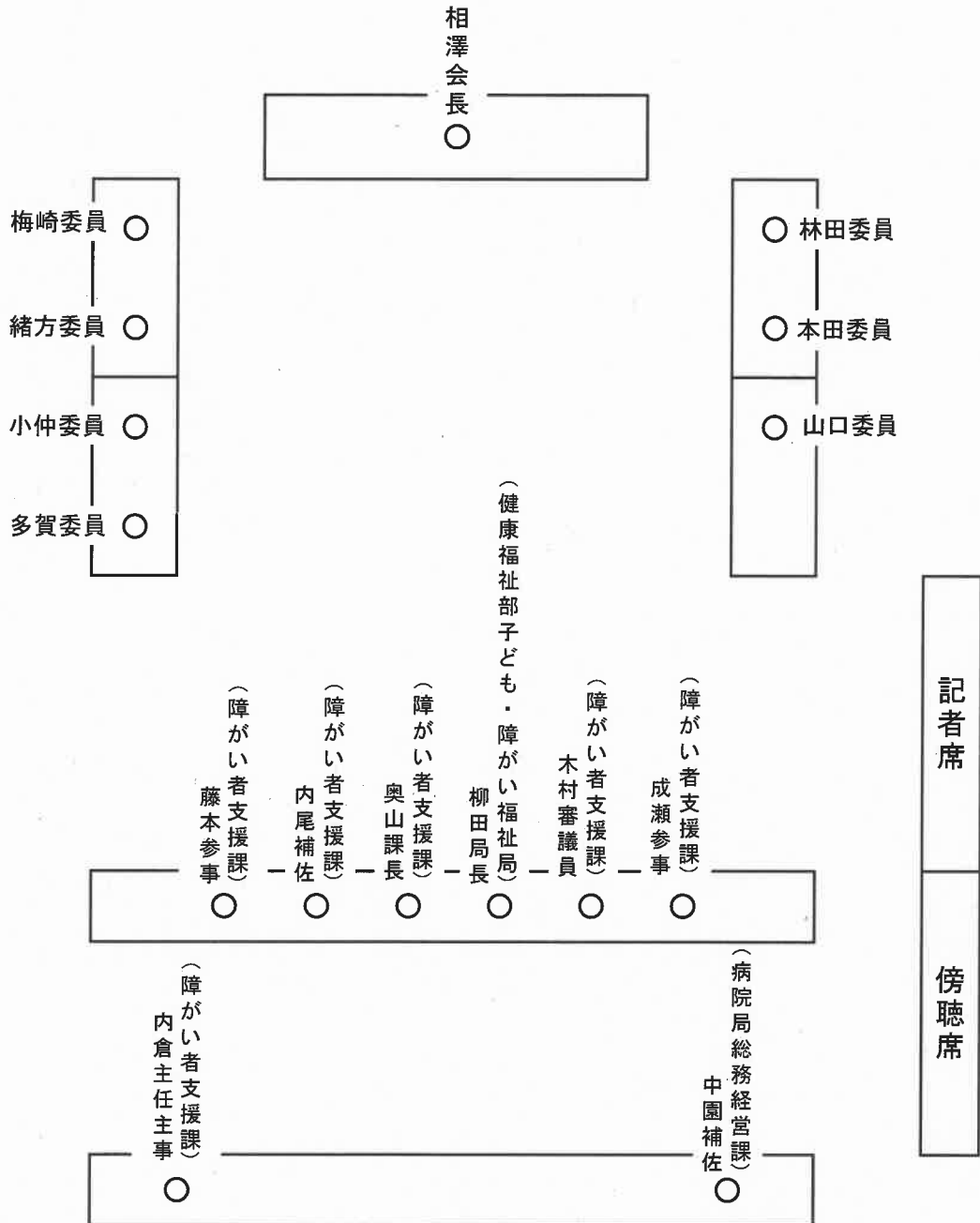
熊本県精神保健福祉審議会委員名簿

※50音順

氏名	所属	職名	備考
あいざわ あきのり 相澤 明憲	公益社団法人熊本県精神科協会	会 長	出
いけだ まなぶ 池田 学	公益社団法人熊本県精神保健福祉協会	会 長	欠
いしざか まさこ 石坂 昌子	九州ルーテル学院大学心理臨床学科	准教授	欠
うさみ しおり 宇佐美 しおり	熊本大学大学院生命科学研究部	教 授	欠
うめざき ひろまさ 梅崎 弘正	熊本地方法務局	次 長	出
おがた ゆうじ 緒方 勇二	熊本県議会	厚生常任委員会副委員長	欠
こなか やすえ 小仲 靖江	熊本市こころの健康センター	所 長	出
たが こういち 多賀 浩一	熊本県精神保健福祉士協会	会 長	出
はやしだ きょうこ 林田 協子	一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会	専務理事	出
ふくだ しげる 福田 稠	公益社団法人熊本県医師会	会 長	欠
ほんだ かずき 本田 和揮	独立行政法人国立病院機構菊池病院	臨床研究部長	出
まえだ いつゆき 前田 移津行	熊本県町村会	副会長	欠
やまぐち きくお 山口 喜久雄	熊本県精神保健福祉センター	所 長	出

平成29年度 第2回 熊本県精神保健福祉審議会
席 次 表

平成29年11月28日（火）午後2時から
熊本県精神保健福祉センター2階 会議室



平成29年度 第2回 熊本県精神保健福祉審議会

事務局 出席者名簿

課名	職名	氏名
	子ども・障がい福祉局長	柳田 紀代子
障がい者支援課	障がい者支援課長	奥山 晃正
	審議員	木村 忠治
	課長補佐	内尾 栄利
	参事	成瀬 辰宏
	参事	藤本 浩二
	主任主事	内倉 綾香
病院局総務経営課	課長補佐	中園 征也

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

昭和25年5月1日法律第123号

最終改正：平成28年6月3日法律第六五号

第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会

(地方精神保健福祉審議会)

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

熊本県精神保健福祉審議会条例

昭和40年県条例第55号
最終改正平成18年10月

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、熊本県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧法」という。）第10条第3項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の熊本県精神保健福祉審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員として任命された者とみなす。ただし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧法第10条第3項の規定により任命された委員としての残任期間と同一の期間とする。

第7次熊本県保健医療計画 分野別検討スケジュール

平成28年度

平成29年度

	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国	12/26 医療計画の見直しに関する意見のとりまとめ			3月末 医療計画作成指針(見直し版)の公表	5月 介護保険事業支援計画作成指針(案)			
保健医療計画 【全体】 (保健医療推進協議会)	～3月上旬 第6次計画の総合評価	～6月末 第7次計画作成方針・項目の検討	～3月中旬 県民意識調査	3月15日 保健医療推進協議会	7月13日 保健医療推進協議会	10月23日 保健医療推進協議会	12月26日 保健医療推進協議会	1月～関係団体等意見聴取 1月～パブリックコメント 3月 第7次保健医療計画策定 2月 地域医療構想調整会議 2月 厚生常任委員会報告
精神疾患 (精神保健福祉審議会)				3月 地域医療構想策定	～8月末 第7次保健医療計画(案案)作成 6月 地域医療構想調整会議	～11月末 第7次保健医療計画(案)作成 12月 厚生常任委員会報告	11月28日 精神保健福祉審議会(2回)	
災害医療 (災害医療提供体制検討委員会)					～8月 計画内容(案案)作成 8月11日 災害医療検討委員会(1回)	～11月 計画内容(案)作成 9月1日 精神保健福祉審議会(1回)	10月 災害医療検討委員会(2回)	

参考3